「新たな景観政策の素案に関する市民意見募集概要」について

募 集 期 間 平成18年11月27日(月)~平成18年12月28日(木)

周 知 方 法 市民しんぶん,景観課HP等に掲載,窓口及び説明会会場にて配布

意見提出方法 郵送(はがき可),ファックス,電子メール及び景観企画課に直接持参

意見提出数 576通 1410件

項 目 [NO.1] 高度地区による高さ規制の見直し

〔NO.2〕 景観地区等の拡大及びデザイン基準の見直し

[NO.3] 風致地区の拡大,指定種別の変更及びデザイン 基準等の見直し

[NO.4] 屋外広告物等に関する規制の見直し

[NO.5] 眺望景観の保全に関する新たな条例

いただいたご意見の分類

分 野	意 見 数	割合
総論・全般	3 9 4	27.9%
高さ規制の見直し	3 6 9	26.2%
デザイン基準の見直し	2 1 7	15.4%
風致地区の拡大	3 5	2 . 5 %
屋外広告物	2 9 8	21.1%
眺望景観	2 2	1 . 6 %
その他	7 5	5 . 3 %
合 計	1 4 1 0	100.0%

今回市民の皆さまにお示しした「新たな景観政策の素案」に関していただいたご意見の 全体像が把握できるよう,同一の内容のご意見ごとに整理しています。

なお,文章については簡素化しているため,必ずしも原文のままではありません。

今回は,平成18月11月27日から12月28日までの間にいただいたご意見を取りまとめたものであり,その後いただいたご意見についても素案の見直しの参考としていきます。

新たな景観政策の素案への主なご意見《総論・全般》について

意見項目	ご意見
1 基本的な考え方につ	いて
(1)政策の推進について	新たな景観政策の取組が積極的に進められることを期待する。
の考え方	* 世界遺産を数多く有する都市として景観を守る規制は必要である。
	* 若者にとっても京都で育ったことを誇らしく思えるような条例施行を期待する。
	* 都市景観は公共財であり,後退することのないように実施してほしい。
	* 歴史都市・京都にふさわしい景観整備に向けてあるべき姿を示しており評価する。
	今回の政策は,歴史都市として,遅きに失しているのではないか。
	今回の新たな景観政策は段階的に施行すべき。
	* 高度規制と美観地区等の大まかな基準の決定を先行し,詳細な基準は専門家の意見を十分聞いたうえ
	で決定するべき。
	* デザイン基準の内容等に懸念があるため,高さ規制の施行を第1段階,デザイン規制と屋外広告物規
	制の施行を第2段階としてはどうか。
	* 例外許可制度を除き,速やかに新施策を実行し,その上で更なる見直しや詳細化を図るべき。

	新たな規制導入に対して反対である。
	* 今の規制で支障があるのか,理由がわからない。
	* 多くの市民を犠牲にした景観保護に本当の意味があるのか。
	* 歴史的景観のために人々の生活を厳しくするのは本末転倒である。
(2)京都市の景観政策の	短期的,中期的,長期的な計画を定めるべきではないか。
方針について	* 50年後,100年後ではなく,人口変動も踏まえその先の150年,200年先の京都のあり様に
	ついての見通しも議論すべき。
	* 5年先,10年先ぐらいから考えるべき。
	古さばかりを求めるべきではない。
	* 町家の形式に規範を求める今回の制度改革に知性を感じない。
	* 古さだけではなく,新しいものもがあって初めて,古いものの良さがわかる。
	景観の悪化は景観施策の結果であり,方向性を変えるのならこれまでの京都市の景観政策における間違
	いを反省するべき。
	* 今回のようなしっかりとした方策さえあればここまでひどくならなかった。
	* 景観を壊してきたことへの反省がまずあるべき。
	* 景観の悪化を招く建物の許可を与えてきたのは京都市である。(京都駅,京都タワー,京都ホテル等)

(3)地域ごとの考え方	学区や町などのきめ細かなエリアを設定した規制とすべき。
	歴史的都心地区の規制は緩和すべき。
	* 烏丸通や四条通沿道のような高度業務商業地域においては,基準容積率を無理なく消化できるように
	すべき。
	* 現在の新しい技術と,文化と歴史を積み重ねた建築が京都の都心にはふさわしい。
	* 中心部の規制は不要である。
	歴史的都心地区は保全すべきではないか。
	世界遺産の保全の規制は強化すべきである。
	* 世界遺産に準じる社寺についても,周囲100mの範囲における建築計画については,当該社寺との
	事前協議を義務付ける制度を設けて欲しい。
(4)他の政策との連携	総合的な政策として立案するべきである。
	* 道路計画も含めて,総合的な政策として進めていくべき。
	住宅政策と連携して検討していくべき。
	* 人口縮小政策をやめ,人口増加策へ転換していくべき。素案では総合的な計画に至っていない。
	* この景観政策を進めるためには,マンション居住者が納得できる住宅政策を早急に整備して提案する
	必要がある。

	* まず、景観ありきで進めているが、住民の財産と安全・生命を守ることを第一義とすべき。
(5)市民等との連携	市民が積極的な意識を持ち,良好な景観を自分たちが創るということを共有することが大事である。
(6)関係機関との連携	国等とも連携して取り組むべき。
	* 京都らしい町並み景観を守るため,市独自の政策を講じた上で,効果的に国の予算を活用するべき。
	* 景観整備機構と連携するべき。
	公共施設は周囲の景観を壊している。
	* 京都市の建物は民間の建物以上に周囲の景観を壊している。和風にするべき。
	* 京都らしい町並み景観を守るため,高架の鉄道や道路の建設を禁止すべき。
(7)財政支援制度	景観整備のための助成制度が必要である。
	* 風致地区や美観地区といった枢要な地区については , きめ細かな規制と誘導が行える助成措置を伴っ
	た制度が必要である。

2 運用について

(1)施行後の運用に関す

る提案

制度実施の段階で、しっかりとした運用や仕組づくりを行うべき。

- * 質の低い建物を造らせない気運を生み出すような制度と指導を行うべき。
- * 運用の段階で、住民参加の仕組や専門家が参加できる仕組づくり等を行うべき。
- * 地区で協議できる地区景観協議会を設置するべき。

市担当部局の体制づくりと人材の育成が必要である。

- * 今回の景観政策のチェック体制を整えてから施行すべき。
- * 行政側に客観的に判断できる職員が多数必要である。
- * 京都市の職員の質を向上させるために,景観人材養成施設を設置すべき。

3 都市の活力・資産価値等について

(1)都市の活力

規制強化により都市の活力や土地などの資産価値が減少するのではないか。

- * この景観政策を推進すると、京都は活気のない都市になる。
- * 市の活性化に悪影響を与える。
- * 地価や財産の低下で市の税収が減る。
- * 50年後,100年後には京都の市民は逃げ出し財政は破綻する。

(2)資産価値と財産権 資産価値が上昇する可能性がある。 適正な建物管理を実施し,活発なコミュニティ活動によって,高齢者が居住し続けられる環境をつく りあげている高経年マンションでは、資産価値が上昇している。 * 京都市が風格を取り戻し、他都市にはない魅力を持てば、地価も上る可能性がある。 財産権の侵害であり,補償が必要である。 * 今回の案は私有財産を著しく下落させる原因となる。不動産の資産価値が下がり財産権が侵害される。 * 正当な補償もなく実施することに反対。 * 外観デザインの規制は,財産権の侵害であり,憲法29条に違反する。 * マンションの建替え支援が必要である。 補助金の増額,固定資産税の免除,建替えの際の駐車場設置の義務の緩和等の対策を明言すべき。 * 経済的に不利を蒙る者については,国に助成を求めつつ,税の軽減策などを検討すべき。 既存不適格となるマンションでは住宅ローンが認められなくなる。 (3)マンションのローン について

4 「新たな景観政策」の立案・合意形成のプロセス

(1)立案のプロセス

時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会委員は学識経験者が多く、答申も現実的でない。

- * 審議会の委員の選定方法が不明瞭である。
- * 審議会の答申は、現実離れしている。
- * 審議会委員に不動産業者や建設業者が除外され,専門的な検討がなされていない。

市民,事業者の協力が必要である。

- * 市民が積極的な意識を持ち、良好な景観を自分たちが創るということを共有することが大事である。
- * 業者のことを無視している。業者の意見も聴いて欲しい。

市民への説明が不十分であり、もっと時間をかけて議論すべきではないか。

* パブコメの期間が1ヶ月と言うのは短すぎる。

(2)合意形成のプロセス

規制による影響等の判断材料を示すべき。

- * 説明内容に確たる裏付けがあるようには思えない。
- * 固定資産税,住宅価格,各業界への影響など問題点を明確にすべき。
- * 市民や事業者が納得できるデータを示すべき。
- * 予想される問題を具体的に市民に知らせるべき。
- * 景観保全の行政コストなどの判断材料を示すべき。

5 その他	
(1)その他	* 違反建築物の撤去を徹底するべき。
	* 建築確認をした建築物については,認めて欲しい。
	* 駆け込み建築を許さないで欲しい。
	* 居住しているマンションの横にマンションの建設予定があり,景観,環境が悪化する。
	* ホームページで地域区分や美観地区等が検索できるようにして欲しい。

新たな景観政策の素案への主なご意見《高度地区による高さ規制の見直し》について

意見項目	ご意見
1 基本的な考え方	
(1)基本的な考え方	世界に誇ることのできる歴史都市・京都の景観の保全・再生のため,新たな景観政策の速やかな実現を望
	む。
	* 周囲との不調和なマンション等の建設により,京都の町並み景観が刻々と変化しており,速やかに政策
	の実施を。
	* 歴史都市・京都の良好な景観を後世に継承することは,市民の責務である。
	* 景観を重視することで,京都の魅力を向上させることにつながる。
	今回の新たな景観政策の素案にある,建築物の高さ規制の強化を取り止めるよう強く要望する。
	* 時代に応じた建物があり,高さ制限をすれば景観が保たれるか疑問である。
	* 歴史的市街地においては,既に多くの高層建物が建っており,遅きに失している。
	* 景観確保の社会的要請は、それほど緊急なものであるとは言いがたい。

(2)京都市の政策につい

これまでの京都市の政策理念を疑うものであり、一方的に市民に負担を強いることは、納得できない。

て

- * これまで45mまで認めてきたのに,一方的に引き下げられることに理解や納得はできない。
- * 現在まで対策を講じてこなかったのは市の責任である。
- * これまでの政策理念を覆した,急激な高さ等の変更はあまりにも唐突すぎる。

市民への説明が不十分であり、もっと時間をかけて取り組むべき。

- * 地域住民に対してどのような影響を与えるのか説明すべき。
- * 新たな規制によるメリット・デメリットや将来展望などを説明せず, 拙速にことを進めようすることに 異議がある。
- * 京都市等が積極的に推進してきた住宅団地で,一方的な規制をするのは,納得がいかない。
- 一般市民にどこまで周知しているか疑問であり,特にマンション住民の不安を解消できるように,十分な説明が必要である。

わずか 4 ヶ月で,市民の意見が反映されない状態で強行に新たな規制を決定しようとしており,非民主的な行為としかいえない。

もっと丁寧に説明や対話を重ねた上で、多くの市民が納得できる「修正案」を望む。

(3)規制強化に伴う資産	市民等の生存権,財産権及び居住権等を侵害するものであり,補償すべき。
価値への影響につい	* 住み続けたいが,建替えすると住めなくなる。
τ	* 建替えに伴い,住居を失った場合,市が同レベルの住居の確保を補償すべき。
	* 現状通りの高さで建替えできないのは,公権力をもって私有財産を没収する事になる。
	* 土地の価格や資産価値が下がる。
	固定資産税の減額などの措置を講じるべき。
	建替え時に同じ規模が確保できず,売却が困難となる建築物には賠償すべき。
(4)都市活動への影響	規制の強化により,都市の活力等の低下を引き起こし,スラム化の恐れがある。
	* 共同住宅の場合,建替えが出来ない。
	* 大規模改修することが難しい。
	* 新旧の整合性のない景観が形成され,むしろ景観の悪化が懸念される。
	都市の発展が阻害され,企業や大学などが撤退する恐れがあり,京都の経済に影響する。
	都市の活力が減退することにより活気のない街になる。
	* 将来,建替え時に戸数が確保できず,場合によっては,市民が減少する。
	* 京都の中心部などで高さを規制されることで,進出店舗が制限されることになる。

	景観保護の名の下に,高さ規制により中心部への人口の流入を抑制することは政策として稚拙である。
(5)具体の高さ規制	都心部における規制強化をすべき。
	* 田の字地区など ,隣接地区間での高さの格差を解消するため 20~25m などにし ,更なる格差の解消に
	向けて段階的な高さの制限を設けるべきである。
	* 京町家などの歴史的建造物は,貴重な景観資源であり,これ以上失わせないように,町家の周囲に段階
	的な高さ制限を設けるべきである。
	地域や地区の現状に応じて,さらに規制強化すべき。
	都心部の高さ規制はもちろんのこと,主要な幹線道路など他の地区においても緩和すべき。
	都心部においては,現状のままで,景観上支障がないのではないか。
	幹線道路沿道の規制については理解できるが , その他の地域まで高さを規制することについては , 納得が
	いかない。
	公共建築こそ,率先して模範となるべきであり,周囲の規制より一段と厳しい規制を課すべき。
	共同住宅は ,地域が活性していく潜在力を秘めており ,住宅政策と景観政策を整理したうえでの政策の立
	案が必要である。
	高度集積地区などについても,高さ規制や建ぺい率・容積率なども考えて土地利用すべき。

(6)既存不適格建築物に	高さ規制の見直しにより,基準に合わない建物はどのようになるのか。
ついて	新たな規制に適合しなくなった建築物については,建替えができなくなるのではないか。
(7)規制の緩和について	現在,建っている建物に対しては,現在のままか,緩和の措置を講じるべき。
	* 新基準適用後,火災,震災等により建て替えが必要になった場合,現状と同じ規模での再建築を認めて
	ほしい。
	道路斜線のセットバック緩和が無いと,建物からの圧迫感のある町並みが形成される。
	塔屋の高さ規制の緩和措置をするべき。
	* 塔屋は屋上の維持管理などにおいて必要不可欠であり,保守作業において安全確保のうえで必要であ
	వ 。
(8)優遇・支援措置につい	不適格マンションへの建替えの話合いが円滑に進むよう ,情報提供やアドバイザー派遣はもとより ,公的
τ	支援の拡充を図るべき。
(9)洛西NTの規制につ	容積率変更という資産に関わる大きな問題を市民しんぶんの西京区版しか載せないのか。地図もないのに
いて	市民に公開したと言えるのか。
	新たな景観政策の素案は断固反対し,建築物高さ規制及び容積率の見直し,取り止めを強く要望する。
	マンションの資産価値を著しく低下させ , 事実上建替えを禁じ , マンションそのものの「締め出し」を求
	めるような素案には憤りを感じる。

今回の高さ規制見直しで,高さ規制20m及び容積率300%のままにしておくことを強く希望する。 容積率300% 150%に,高さ20m 15mにするよう要望したが,容積率が200%となったの はなぜか。できる事なら,容積率150%,高さ10mにして欲しいと思っている。入居時の良さを崩すよ

うな条件は納得できない。

洛西ニュータウンは低層住宅で開発されているにもかかわらず,実態に合わない高さ・容積率となっている。不条理な都市計画の見直しを進めてもらいたい。

容積率が300%から200%に,高さが20mから15m規制になると,日影規制等もあり建て替えができない。容積率をそのままにするか,緩和措置を望む。

洛西ニュータウンまちづくりビジョンが策定されており、景観誘導型許可制度における第三者機関とビジョンの関係はどうなるのか。

(10)その他

規制の強化により、教育施設整備等の展開が著しく困難となる。

- * 体育館等の用途上一定の高さを必要とする施設が建てられなくなる。
- * 屋根の設置や塔屋の高さが算入されることにより、さらに、施設整備が困難になる。
- * 高層建物を建築する場合,近隣住民に十分な説明と要望を聞く第三者の設置が必要である。

2 景観誘導型許可制度の創設と許可の手続きに関する条例の制定について	
許可制度の基準・運用	建築物の高さの極端な不均衡が景観悪化の一因となっており ,高さの例外を認める制度を設けるべきでは
	ない。
	許可基準を具体的に定め,基準の明確化や手続きの簡素化,市民意見を反映させる仕組みが必要。
	例外許可を認めるなら,特別税(環境負荷税)等を設けるべき。
3 その他	
その他	既存不適格となるマンションの実態調査(田の字地区,職住共存地区,その他地区など)を早急に行い,
	その結果を十分に周知してほしい。
	現在の建築基準法の違反を徹底的に取り締まらないから違反が後を絶たないのではないか。
1	1

新たな景観政策の素案への主なご意見《景観地区等の拡大及びデザイン基準の見直し》について

意見項目	ご意見
1 基本的な考え方につ	いて
(1)手順	規制の見直しについての手順が明確にされていない。
②画一的なデザイン基	デザイン基準の内容が画一的な和風デザインに偏っていないか。
準	* すべてを画一的な基準となるとつまらない建物になってしまう。
	* すべてを和風にすればいいというものではない。
	* 新旧を融合させた新しい文化を築くという京都らしい考え方から逸脱しているように思える。
	* ヨーロッパ観光都市の都市型マンションの景観上よい面をもっとデザイン基準に盛り込むべき。
(3)段階的見直し	景観規制を一度に改正するのではなく,段階的に見直していくべき。
	* 大まかな基準の決定を先行し,今後,詳細なデザイン基準を検討してはどうか。
⑷地区区分	地域の特性を勘案した地区区分とすべき。
	* 二条~五条の鴨川沿いの美観地区(岸辺型)は美観地区(歴史遺産型)とすべき。
	* 一乗寺から鷺ノ森神社にいたる地区を歴史遺産型に変更してはどうか。
	* 法界寺および日野誕生院周辺地を歴史遺産型に変更してはどうか。
	* 四条通から高辻通,千本通から大宮通の間について景観地区を拡大してはどうか。

	* 歴史的市街地以外の周辺の市街地にも伝統的な様式を持つ建物が多く残っているため,地区の拡大を
	望む。
(5)その他	地区内すべての建築物を対象とするのではなく ,一定の高さ ,面積以上の建築物を対象にしてはどうか。
	空地を設けると塀が必要となる規制は,道路斜線制限の緩和が使えなくなる。全地域及び全建物に採用
	するには無理がある。
	屋根の設置を義務付けられると,外観補修などを行う場合,屋根を設ける必要があり,構造補強が必要
	となる可能性がある。これには相当工事費がかかり,費用の負担が大きくなる。
	景観を確保するためにデザインを和風に指導することには賛成だが,大半の敷地が対応できない狭小敷
	地となる。細街路の街,建て込んだ街には,またその街の良さ,趣がある。それを活かして景観を良くし
	ていくべきではないか。
2 美観地区,美観形成	地区のデザイン基準
(1)共通基準	「共通基準」の内容があまりに細かすぎる。地域の特性を阻害する場合もあり,地域の特性に応じて定
	めていくべき。
	* 勾配屋根や軒庇の設置義務は型別基準において定めるべき。
	円柱の使用禁止は厳しい。近代建築でも円柱があり,日本建築でも,軒庇の受け柱に丸太を使用する場

合もあり、共通事項での一律基準では特性が損なわれる。

	インナーバルコニーは容積率,建ぺい率に算入される取扱いとなるのか。
	* インナーバルコニーが義務付けられると有効面積が減り,資産価値の低下につながる。
	* 敷地面積が小さい住宅に対して緩和ができないか。
(2) 色彩基 準	外壁の色彩基準は,十分検討する必要がある。
	* 色彩基準をマンセル値で明確にしたことは評価できる。色彩見本などがあれば閲覧できるようにして
	もらいたい。
	* 建築物の素材と色彩の関係や主色とアクセント色など,関係の検討が必要ではないか。
	* 不用意にマンセル記号のみで色規制すると伝統的な本物の素材の色自身も規制されかねない。
(3)屋根	すべての建築物に勾配屋根及び軒庇の規制は厳しすぎる。
	* 高層ビルに勾配屋根や軒庇は,プロポーションが悪くなる。
	* 現代的なデザインも新しい京都の和風として受け入れていくべき。
	* 日影を考えると,現在 3 階建てが将来は 2 階建てになり生活空間を奪われる。
	* 3 階建てを高さ 10m 規制で勾配屋根を作ると,傾斜の少ない勾配になってしまう。この場合,一定
	以上の傾斜を必要とする屋根瓦は使えない。
	* 狭小敷地では道路斜線等で仕方なく片流れ屋根を作ることがある。
	* 屋上緑化は望ましいが,どの程度までするのかも含めて基準を設ける必要がある。

	* 設備機械等どうしても屋上に設置しなければならない時もある。屋上に設置した場合を想定した緩和
	が必要。
	* 屋上の多目的利用の妨げになる。
	* 勾配屋根はヒートアイランド問題を助長するため,環境に配慮した屋上緑化等も推奨すべき。
	* 道路面のみ平入りにし,残りは陸屋根でも支障はないと思う。
(4)ケラバ	ケラバの出の規定は厳しすぎる。
	* 間口が狭い町家型敷地では ,ケラバの出が 30cm 以上では ,町並みの連続性や良好な居住環境を損な
	う可能性があり,建物も建替できなくなる敷地も多い。緩和規定が必要ではないか。
	* 屋根のタレ等の配慮は出来ているのか。軒の出幅が大きければ,支えが必要となり,構造上に支障が
	出る。
(5)屋根材	瓦,金属板の段葺きのみの規定は,厳しすぎる。幅を持たせた基準とすべきではないか。
	* 焼付け銅板は昔と違い,緑青が吹かない。その他の金属板を認めてもよいのではないか。
	* 京都に似合う瓦は,いぶし瓦の和型であり,4寸勾配が最適である。
	* トタン屋根を禁止する。
	* 屋根材の色を明確にする必要がある。
	* 隣家,通行人に対して,雨漏り,雪の落下の恐れがある。

(6)和風意匠

和風意匠装置は建物のスケール等により不細工になる。

- * 美観地区旧市街地型地区及び歴史遺産型地区における意匠規定が細かすぎる。
- * 町家の様式を適用しても,取って付けたような違和感が生れるだけではないか。
- * 安易に町家の伝統的形態模範とするのではなく,慎重に検討を重ねるべきだと思う。

和風意匠は賛成。更なる検討を望む。

- * 「真壁造りの意匠を継承」するこの基準は,実現させたい。
- * 沿道型も低層階は和風外観とし、旧市街地区との連動を図る必要がある。
- * 建物の外観はすべて和風にして,町並みを昔の美しい日本に戻してほしい。
- * 「京都祇園祭の山鉾行事」が行われる通り筋を伝統的木造工法による京町家としてほしい。
- * 外観の変更を最小限に抑えるなどの条件を付けてはどうか。
- * 屋根を付ける義務を全てに適応してはどうか

(7)外壁面等

建物の背面,側面についても配慮することと規定されているが,ほとんど目に見えない場所にまで配慮 するのは厳しすぎる。

* 狭小敷地に漆喰などの外壁を使用しなければならないとすると,改装・改築等ができないのではないか。

壁面後退に緩和規定が必要ではないか。

- * 小規模敷地や角地おいて,2階,3階壁面を60~90cm後退や壁面後退すると,建替えが出来なくなる場合がある。
- * 岸辺型において,低層建築物の壁面後退について,「共通事項」で示されている外壁の後退が十分であれば,低層建築物の3階以上の壁面後退は不要ではないか。

外壁後退よりも,周辺の家と壁面線を揃えることを優先すべき。特に町家等の壁面線が揃っている場合には,壁面後退を禁じるべき。

美観地区沿道型において、低層階の壁面後退は、再検討が必要。

- * 財産権にも及ぶので,事業者や建築家と十分な議論が必要。
- * ショーウィンドウや壁面後退は,義務とするのではなく,事業者や市民がまちづくりとして取り組めるように働きかけるものとすべきである。

	* 河原町通りで 1m~3m後退させるのは,容積も少なくなり,にぎわいのある街並みどころではなく
	なるので再検討を望む。
	* 四条通沿道は , 高地価の中で「3m壁面後退」となると営業存続に支障が出るので反対する。
(8)外構等	道路に面して,開放された空間となる駐車スペースを設けないこととあるが,狭小敷地で開放されない
	駐車スペースはどのように設けるのか。
	* 道路ぎりぎりに建物を作るよりは,駐車スペースを設けるほうがましだと思う。
	道路から 3.6m離れた建築物の場合,塀,屋根付き門扉の設置という規定があるが,安全対策上非常に
	問題があるのではないか。
	「公共空地に面する建築物の外壁を 90cm以上後退すること」とあるが,車を前に置く場合は,生垣
	や門扉を格子状にした瓦付き塀をつけることを付加すべき。
(9)その他	三条通り界わい景観整備地区の規制については,近代建築意匠を認めている区域である。新しい建築物
	等を認めないのはおかしい。
	伝統的木造建築が建てられるように,防火規定の見直しや防火条例の適用拡大を検討してほしい。
	* 京都市内の多くは準防火地域であり,木製格子を設けようとすれば,建築確認申請が通らない。
	中庭の強制設置は反対。

3 建造物修景地区のデザイン基準	
(1)屋根	建造物修景地区の基準内容が厳しすぎる。
	* 小規模建築物では傾斜屋根やデザイン基準を除外すべき。
	* 工業地域や準工業地域に対して,勾配をもった瓦・銅版等の屋根の設置が必要となると,製造工場と
	しての生産機能や品質管理上の障害となりかねない。
(2)その他	建造物修景地区において,更なる規制を望む。
	* 郊外にみられる店舗等について,色彩や意匠等を古都らしいものに規制してほしい。
	* 山並みに配慮した良好な居住環境とは具体的にどのようなものか。形態意匠だけでなく,緑,静けさ,
	安らぎ等をもたらす要件が必要ではないか。
4 工作物の基準	
(1)太陽光発電装置	ソーラーシステムの設置に関する規制について,景観と省エネは共存できるはず。再考すべき。
	* 地球温暖化防止対策の重要な柱である太陽光発電や太陽熱温水器などの規制に関しては環境政策の視
	点から考えることが重要。
	* 太陽光発電と歴史的景観の共存に関するガイドライン等,環境政策と都市政策,景観政策の統合(政
	策統合)を図ることが必要。

(2)植栽基準

植栽基準が厳しすぎる。

- * 大半の敷地が駐車スペースを取ることが困難になるうえ,狭小宅地の場合,建物が建てられなくなる。

 また,駐車場,ゴミ置場等の共同住宅として必要な施設のスペースは除外すべき。
- * メンテナンスなど,経済的負担も大きく大変である。助成制度も視野に入れながら考えていく必要がある。
- * 鴨川西岸美観地区で植栽が義務づけられると鴨川床を出せなくなるため,二条から五条までの区間については再考を。
- * 町家が連続する地域において街路に面し植栽を施すことは良いとは限らない。また,屋上緑化についても,緑地面積に算入出来ないか。
- * 300 ㎡以下については努力義務にとどめてはどうか。
- * 幹線道路の街路樹の過度な伐採をやめるべき。良好な都市景観,沿道景観においては街路樹の存在は不可欠である。

植栽を推奨する。

- * 町家に残る裏庭・中庭の緑の保全が必要。
- * 中高層建築物の植樹に加え,正面以外の3方の壁面を周辺建物から後退させ,中低木の植樹を義務付けて欲しい。

	* 高さ規制の異なる地域に計画する場合は緑の緩衝地帯を設けるべき。
(3)照明装置	単に夜間照明とするのではなく,色や点滅等についても具体的な基準を設けるべき。
5 その他	
(1)既存建物の指導	既存建物を後付で,何か対応できないか。
	公共の建物から率先して復元していく必要がある。
(2)罰則規定	罰則がなければ建築確認後に勝手に色を変えても勧告程度で済まされるおそれがある。
(3)執行体制	基準の執行に際しては,基準内容等のチェック体制をしっかり行って欲しい。
	* 担当職員の業務量が増大し,職員数の不足や指導業務の質の低下をきたす可能性がある。
	* 基準に幅をもたせて,窓口担当者も柔軟に対応できるよう,工夫する必要があるのではないか。
	* 担当者によって,偏りのない審査体制が必要。
(4)関係施策について	京町家を守るための施策を具体的に作るべき。
	* 京都の伝統的な工法,材料を採用した場合に税制面,補助金などの優遇制度を設けてはどうか,また,
	近代的な建物を作ろうとする人には,ある一定以上の価値のある建物を作るように制度的に誘導し,必
	要があれば税制面で優遇してはどうか。

(5)その他	風致地区と美観地区の景観形成制度上の機能を明確にすべき。
	* 景観協定の取組支援等を図るべき。
	ιι _°
	* 優れた景観建築物の表彰制度などを強化して,京都の優れた景観建築物のモデルを広めていただきた
	* 町家風のデザインのマンションを公募してはどうか。
	の上でデザイン基準を検討してはどうか。
	基準が硬直化しないように専門家や事業主・市民とデザインや町並みについて議論できる場を設け,そ
	* 施策の柱に木造の伝統建築を残すことをあげてほしい。
	うか。
	* 「美観地区」的な場所を作り,京町家を移築等し,現在の職工を集め,特区のような町を作るのはど

新たな景観政策の素案への主なご意見《風致地区の拡大,指定種別の変更及びデザイン基準等の見直し》について

意見項目 ご意見 1 基本的な考え方について (1)地区指定等について 世界遺産の周辺に拡大されていく方針については賛成であり、区域の名称を明確にし、その地域性を重 んじるのは替成である。 風致地区の拡大対象地区については、景観的特性を調査し、景観形成の目的を明確にして制度を適用す べき。 区画整理された場所が風致地区に指定され和風(外観)に建築される様に指導されているが、現在の町 並みからみて、無理に和風にしようとすると違和感が残る。 世界遺産周辺バッファーゾーンを都市計画の地域地区に加えるべき。 * 世界遺産周辺の歴史的環境の保全対策は、風致地区ではなく、景観地区として、世界遺産周辺バッフ ァーゾーン地区を設け、個別の規制をかけることが望ましい。 風致地区の拡大も既存不適格建築物を増大させるのではないか。 道路や敷地境界からの壁面後退,建ペい率の画一的な制限は、地域の個性を壊すおそれがある。また、 小規模な敷地にあっては,延べ床面積の確保が困難となり,地域の特性に応じて柔軟に対応が必要となる。

風致地区の拡充により実質的建て替え不可能かつ価値のない土地となるのではないか。

- * 既存建物の建ぺい率を認めない基準により,狭い宅地への負担が大きくなる。個人の財産権や生存権の侵害になるのではないか。
- * 密集して建物が建てられている地域で,壁面後退を行えば人が居住できる間取りにならないことは明らかだ。
- * 今回の素案により風致地区三種に指定されると,広くない間口をさらに狭くし,細長い建物形状になってしまい,大半の住民が最低限生活するに必要な間取りを確保しての建替えができなくなる。
- * 風致地区の建替特例をなくす場合,先祖代々の土地に住むなといわれている人も多い。あまり弱いものいじめがすぎるのではないか。

2 風致地区の基準について

(1)地域別基準について

風致地区の規制が細かくわかりにくい。形態・緑被率・色などについては理解できるが,地域ごとの屋根及び外壁の素材規制が厳しすぎる(砂状吹付は認め,せっき質タイルは認めないなど)。

デザイン基準の共通基準も厳しくなっており,特に新しい戦後の住宅地に対して,焼き杉板,しっくい 壁など素材限定が厳しいのではないか。緩和規定を設けてほしい。

大学は景観的な調和が考慮されており,支障がないと判断できる場合は,緩和規定を設けるなど配慮してもらいたい。

* 既にあるキャンパスは,統一されたデザインスタイルで整備されており,一律的に勾配屋根の瓦や金属屋根等の基準を採用することは現状にそぐわない。

環境問題からの観点から太陽光発電の禁止は厳しすぎる。

(2)デザイン基準につい

7

風致地区におけるデザイン基準が厳しすぎる。

風致地区は種別に応じて建ぺい率が用途地域より厳しくなっている。その上で,さらに道路面以外の2 階壁面後退を余儀なくされると間取りとして成り立たなくなる状況は容易に想像できる。

軒裏の仕上げ面は水平でないことの基準について,緩和規定を加えてほしい。

風致地区内の擁壁の基準について,防災や災害復旧に対する緩和規定を設ける必要がある。

③その他の基準につい	風致保全緑地の面積,斜面地建築物の設置位置の制限,自然風景保全条例における緑地の取扱等の見直
τ	しにより,開発可能なエリアが減少し,将来的な土地利用の展開が制限され,施設計画が困難となる。
3 関係施策について	
(1)助成制度等の創設に	生垣などはメンテナンス費用もかかり,助成制度と抱き合わせて考えるべき。
ついて	
(2)その他	船岡山南麓周辺の風致地区内は 10mでもよいのでは。
	醍醐寺周辺の景観を厳しく保全すべき。
	醍醐寺の背景となる山並みについて,宅地造成等の開発から守る施策が必要である。

新たな景観政策の素案への主なご意見《屋外広告物等に関する規制の見直し》について

意見項目	ご意見
1 基本的な考え方につ	いて
(1)総論	他府県の範となる改正条例を是非制定してほしい。
	* 京都市の将来を考え広告規制条例に期待する。
	* どこよりも早く屋外看板等の景観政策に取り組むことはすばらしい。
	* 広告業者の圧力に屈せず実現してほしい。
	* 現代とうまく融合した古都京都を目指してほしい。
	看板のみを規制するのではなく,もっと視野を広げて考えてほしい。
	* とりあえず簡単な看板からやっている感じがする。他にやることがある。
	* 景観に不似合いの建築物をカバーし得るのが屋外広告物ではないか。
	町の景観と調和しない広告が多くなった結果がこの規制。その町にあった看板づくりをしていけばこの
	ような規制はなくなり,広告業のレベルが上がっていくのではないか。
	業界団体としては,単に仕事が減るので反対,という要望ではなく,地域・地区別,色彩,電飾等につ
	いての対応案を提出して協議するべき。
(2)規制強化について	規制強化は,京都府民や京都に関する企業や様々な業種に対しての死活問題である。

	* 仕事が減るため屋外広告業界にとって死活問題で,一方的な圧力である。
	屋外広告物は目印としての役割や街のにぎわいを創出する役割がある。
	* 屋外広告物がないと殺風景になり,何の目印もなく,活気が感じられない街に見える。
	規制すること自体は良いが,見直し案はあまりに厳しい。
	* 市全体で屋外広告物禁止というのは極端である。
	* 屋外広告物の規制は憲法で保障された表現の自由や財産権の侵害である。
	* 現状の規制でも十分に厳しい。更に強化するのはいかがなものか。
	* バブル経済期に規制しなかった行政に責任がある。
(3)見直しの過程・方法に	検討期間が短すぎる。もっと時間をかけて議論すべき。
ついて	幅広い分野の意見を聴くべき。
	* 広告物全般に関して有識者の意見を聴いて素案を作成してほしい。
	* 市民や経済界広告業界など利害関係者の意見を幅広く聞き,じっくり検討すべき。
	規制の内容は誰が決めたのか。検討内容や根拠を示すべき。
(4)規制強化が経済面等	看板の規制強化は,京都市の景気の低下につながるのではないか。
に及ぼす影響につい	* 屋外広告物は経済発展に必要。規制強化は観光客の減少や商売の売り上げの減少につながる。
τ	* 屋外広告物の経済的役割と,良好な景観形成の両方を考えた適正な規制が必要である。

	* 広告規制で街全体が神社仏閣化する。
	* 同業他社との競争の中で,広告規制見直しは影響が大きい。
	* 広告物を規制強化すると,市への広告物許可の手数料収入が減少するのでは。
(5)規制見直しによる補	規制強化に伴う看板の撤去費用等について,市の費用負担や補助を要望する。
償等について	* 広告規制に伴う収入減に関し,京都市は補償してくれるのか。
	* 補償のない広告規制は,経済的打撃が大きすぎる。
2 規制見直しの内容に	ついて
(1)地域による規制の在	歴史遺産と繁華街の明るい看板との共存を目指してほしい。
り方について	* 名所の近くは規制されても当然だが,一般の町では看板がないと不便で,不景気に拍車をかける。
	* 屋上看板を禁止してもスカイラインがそろわないのではないか。
(2)屋上屋外広告物の禁	屋上屋外広告物の全面禁止は厳しすぎる。商業地区など地域によっては緩和すべき。
止について	* 町並みが暗くなり,華やかさがなくなる。
	* 全面禁止ではなく,形態,色彩等を規制すればよいのではないか。
	屋上看板の全面禁止に賛成する。
(3)田の字地区等の道路	田の字地区等で道路突出看板の禁止は厳しすぎる。既得権として認めてほしい。
突出する屋外広告物	* 地下鉄入口の袖看板など市民にとって必要なものもあると思う。

の禁止について	
(4)点滅式照明·可動式照	色彩規制,ネオン規制には賛成である。
明の屋外広告物への	* ネオンサインや屋外ディスプレイなどは全面禁止にすべき。
使用禁止について	* 外国のようにネオンや看板に代え,ショーウィンドウのライトアップをしてはどうか。
	繁華街からネオン看板が消えると,活気がなくなる。地域を限定して認めるべき。
	* 一定の規制は必要だが,点滅照明を活かした修景を競い合うことが,京都らしい景観形成と考える。
	* ネオンがないと街が暗くなるのではないか。
	信号機の下の道路情報等はどうなるのか。
	設置期間が限定されるイルミネーションはどうなるのか。
(5)その他の意匠の規制	可変表示式屋外広告物は,今後活用が見込まれるので,大きさなどの規制についてもう少し検討を。
強化について	色相まで制限すると広告としての差別化が図りにくいので,ある程度の幅がほしい。
	芸術家の壁画や電光ニュース板,モニュメント等を規制してはどうか。
	文字・意匠の色の面積の規制を明確化してほしい。意匠の色について,表示面積に占める割合ではなく
	絶対面積として欲しい。
(6)特定屋内屋外広告物	屋内広告物の規制は財産権の侵害に及ぶと考える。
の規制強化について	

(7)その他の規制につい

て

市バスの車体広告を禁止すべき。

建築物定着型屋外広告物の建築物高さに対する上限 3 分の 2 以下の規制は,建築物途中からいきなり 看板が突出して,違和感がある。

許可不要が,ガラス面内側や他の看板を合計して敷地内で2㎡以下というのは小さすぎる。

テナントビルで,他のテナントが許可を受けていない場合は,その分,総面積基準を緩和して欲しい。

突出型屋外広告物について,1面に2列設置できる緩和措置を,最上部の高さ3m以下から4.5m以下程度にして欲しい。

独立型の敷地内の総面積規制は,敷地の大小にかかわらず同じ面積制限になっているので,大きな敷地と小さな敷地とは面積制限を変えてほしい。

ビルの外壁の看板を統一したものにしてほしい。道路にはみ出した屋外広告物は全て建物に貼付ける 等,道路に一切置かないでほしい。

屋外広告物は高さ、大きさ、色彩のみでなく素材も指定するべき。

周囲の景観との調和や夜間照明への配慮等を考慮した厳しい条例を作成すればよい。

営利目的の広告物は厳しくしてもよいと思うが,案内や誘導に関するものは大きな文字で分かりやすく すべき。

広告付きバス停留所上屋は,照明による防犯効果や住民,観光客の利便性の面からも,屋外広告物規制

	の対象外としてほしい。
	支柱型屋外広告物の高さ,面積規制があまりにも厳しすぎる。
	気球による広告は,一時の物で長期的影響を与える物ではない。
	自家用屋外広告物で一定の大きさ以下のものは,規制の適用を除外できないのか。
(8)違反屋外広告物の対	違反屋外広告物の指導を強化してほしい。
策について	* 路上の広告物は,占有権放棄として,誰でも許可なく撤去,廃棄していいことにしてはどうか。撤去
	作業はボランティア,廃棄に掛かる費用は市で負担,費用捻出のために,ゴミ袋の値段を上げてもよい。
	* 電柱の看板や旗など無許可のものは広告主,設置業者に,罰則ないしは一定の期間申請受理拒否など
	強い姿勢の規程を盛り込むべき。
	* 違反した場合,施工業者だけでなく発注者側にも罰則を与えるべき。
	* 不良業者の排除,不法広告物の廃止に協力を惜しまない。
	違反業者に対する営業停止,登録の取消処分はどの程度実効性があるのか。
	まずは無許可の違反広告物を撤去すべき。
	* 無許可・違法広告物に対する指導を強化すれば新たな規制案は不要である。
	* 現在の条例の取り締まりも出来ていないのに,さらに厳しい条例を作ったところで変わらない。
	* 規制するごとに,違反及び無許可広告物が増えている。

(9)良好な屋外広告物の	景観に調和した優良な屋外広告物であれば,規制に合わなくても許可すればよいのではないか。
誘導	* ランドマーク的存在の広告物も有り,京都の風情に合えば何ら問題ない。
	* 一律禁止するのではなく,審査会を設け京都に相応しいものであれば許可する仕組みが望まれる。
	* 優れたデザインの屋外広告に対する特例許可は,誰が決めるのか。
	制度のPR,自治体による景観の専門家の委嘱,無料相談などが必要である。
	京都の景観にマッチした広告・看板のコンテストを開いてはどうか。
10)既に許可を受けてい	経過措置の期間をもっと長くしてほしい。
る屋外広告物の経過	* 看板は 10 年以上耐えられるのに 1 回しか更新が出来ないのは,費用,資源の無駄使いである。
措置について	* 少なくとも新規制の導入後 3 回までの更新を望む。
	* 既存は 10 年,新たな規制は 5 年間の据え置き期間を設けてほしい。
	屋外広告物は原則禁止,許可を受けたものでも,改正条例施行時に改めて許可を受けるよう義務付け,
	醜いものは即座に撤去させることが必要。
(11)制度の運用について	手続き等の簡素化を図り,設置者等にかかる負担を軽減する必要がある。
	* 完了検査の立会いは不要とし,検査か写真報告かのどちらか一方にしてほしい。
	許可申請においては現在以上に事前相談が必要となるが,応対する市の人員について,どの程度強化さ
	れる予定なのか。

	広告主に対してでなく,広告を出すビルのオーナーに許可を出してほしい。
	既存規制で取り締まれない新しい広告について,規制を必要に応じて改めていくことが可能な仕組みに
	なっているのか。
(12)その他	寺の入口の看板については,どう対処されるのか。
	公共交通機関の案内が一般の広告と混ざり合い,遠くからみて不明瞭なので,一般の広告と分けるよう
	お願いする。
	京都タワーも見直しの対象で良いか。

新たな景観政策の素案への主なご意見《眺望景観の保全に関する新たな条例》について

意見項目	ご意見
1 基本的な考え方について	
(1)規制の考え方	地盤の造成によって高くなった場合,高度地区内でも建物を規制するということだが,既に許可を受け
	ている合法な造成行為についてはどうなるのか。
	眺望景観という満足のため,一部の市民の住居が犠牲になることには賛成できない。
	1年に1回大文字を見るために,高さ規制を行うというのは,市民にとって何の利益にもならない。
(2)その他	画期的であり,基本的には賛成。
2 保全対象について	
(1)抽出の考え方	選ばれた借景庭園の寺社も何故ここだけに絞るのか。
	借景は,偶然の事情によって享受し得た「反射的利益」であり,借景に損害を与えるような事例があれ
	ば,個別で対応すべき。
(2)視点場の追加要望	「五条大橋から比叡山の眺め」「五条大橋から清水寺の眺め」を追加し,「景観ポイント」として守って
	いってほしい。
	左大文字の眺望の視点として,千本北大路辺りの北大路通を加えてほしい。
	眺望景観の「庭園からの眺め」に,勧修寺,積翠園,京都国立博物館を追加すべき。

3 規制区域について	
(1)規制の範囲	規制区域の範囲が,複数にかかわる部分がわかりにくい。
	世界遺産登録区域から 500mの範囲は , 規制内容は風致地区規制にほぼ近いものとなっている。素案
	に適合しない既存景観を一律的に否定することは不適当である。
(2)基準の内容	「近景デザイン規制区域」において,視点場から視認される建築物に対し,段階的に規制がかかるよう
	なきめ細かい条例の内容としてほしい。
	世界遺産から眺望できる建物全てを勾配屋根とすることが,その景観を適正なものにするとは言い難
	l I _o
	四条通において,今回提示された規制内容は抽象的で具体性に欠く。価値ある取組とするため,基準の
	細部を検討する官民共同の研究チームを立ち上げることを提案する。
	日本瓦又は銅板葺きではなく,金属板葺きとすべき。また,風致地区のような屋根の色彩基準を設ける
	べき。
4 運用について	
(1)景観シミュレーショ	シミュレーションの方法等を市民にわかりやすくしてほしい。
ン	当該地区の具体的な規制となる高さが表示されていないため , 規制内容が判断しづらい。誰にでも規制
	内容が理解できる方法を検討し,周知してほしい。

	視点場の高度,敷地の高度,視対象の高度がわからないと判断できないし,視点場は移動する。そんな
	シミュレーションが出来るのか。
(2)運用上の要望	眺望景観の視点場や範囲設定について,誰でも理解できるビジュアルな資料を作成してほしい。
5 関係施策	
(1)税制上の特別措置	眺望景観保全,送り火景観保全のために規制が行われた建築物等,景観重要建築物,景観重要樹木につ
	いては,税制上の特別措置を行うことにより指定へのインセンティブを高めることが必要である。

新たな景観政策の素案への主なご意見《その他》について

意見項目	ご意見
(1)観光・産業との両立	歴史都市・京都の魅力を向上させるため,観光産業等にも役立てるべき。
	歩いて楽しいまちづくりのため,LRTの導入に賛成する。
②施設の整備について	自動販売機の設置等の規制を条例等に盛り込めないか。
	放置自転車,駐車違反が景観までも悪化させることになっている。
	* 商業施設や公共施設に駐車・駐輪場を整備すべき。
	* 都心部に無料の駐輪場・バイク置き場などを設置すべき。
	文化財等の施設のバリアフリー化のため,エレベータなどの施設整備を義務付けるべき。
	良好な住環境を図るため,道路施設などの整備を行うべき。
	* 車道と住宅との距離を確保し,グリーンベルトなどの整備を図るべき。
	都心部のみでなく,周辺部において駅や公共施設などの整備を積極的に図り,魅力あるまちづくりを行
	うべき。
(3)環境整備について	きれいな町にするため,喫煙やポイ捨ての条例が必要である。
	* 都心部の繁華街だけでなく,周囲の通りにも取り組んでほしい。
	* 市内の灰皿は,すべて撤去すべき。

	京都の風情ある細街路のたたずまいを一部の地域に限定せず,京都全体へ広げてほしい。
	伝統的な文化財が京都には多く存在しており,保存のために,積極的な行政の関与が必要である。
(4)その他	これからの子供たちのため,本来の京都の街づくりのあり方や教育システムに時間をかけるべき。